

## 台風10号の接近に伴う失業認定日の取扱いについて

雇用保険基本手当受給中の方で、台風10号の影響により、認定日に電車の運行中止などで交通手段がなく、ハローワークへの来所が困難な場合、または気象庁等が以下の情報を発表している場合は、やむを得ない理由により来所ができないものと判断し、認定日を変更することができます。

- **大雨特別警報**
- **暴風特別警報**
- **暴風警報**
- **緊急安全確保**   **避難指示**   **避難勧告**
- **土砂災害警戒情報**

上記理由により認定日の変更を希望される場合、台風通過後にご来所ください。来所ができない旨の事前連絡および証明書類の提出は不要です。  
但し、次回失業認定日変更の期限は、次々回失業認定日の前日までとなります。

なお、認定時間については、認定日当日の開庁時間中（8：30～17：15）であれば変更可能です（この場合も事前連絡・証明書類の提出は不要）。

（お問い合わせ先）

ハローワーク河内長野

雇用保険課 審査給付係

0721-53-3081

部門コード 11#